「いじめ防止に関する本校の考え方」

八洲学園高等専修学校

I 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

本校では、いじめ防止を人権教育の主要な取り組みの一つとし、様々な活動を通して生徒にいじめ防止の基盤となる人権尊重の意識を啓発し、すべての教育活動において生徒の「相手を思いやる心と態度」を涵養し、朝終礼、LHR、授業などの学習活動で自他の存在を認め合い尊重し合える態度を養うことや生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

この理念に基づき、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

Ⅱ いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 1、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- 2、意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- 3、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 4、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- 5、パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- Ⅲ いじめ防止のために組織
 - (ア) 名 称

「 仮称 生徒指導部 いじめ対策委員会 」

(イ) 構成員

校長、副校長、生活指導主事、各学年主任、教育後援会役員、スクールカウンセラー なお、校長が必要と認めた外部の専門家を委員に加えることができる。

(ウ) 役割

- 1、いじめ防止基本方針の策定
- 2、いじめの未然防止
- 3、いじめの対応
 - 3-1情報の整理

いじめの実態・加害生徒・被害生徒・関係生徒・周囲の生徒

- 3-2課題を分析、対応の検討
- ・緊急性の確認(自殺、不登校、暴行の危険性)
- ・事実確認のための事情聴取、指導の際に留意すべき点の共有
- ・事実の究明(問題解決)のための当該生徒・保護者への事情聴取(事実確認) 及び対応
- ・被害生徒、加害生徒、関係生徒周囲の生徒、保護者のメンタルケア
- 4、教職員の資質向上のための校内研修
- 5、年間計画の企画と実施
- 6、年間計画進捗のチェック
- 7、各取組みの有効性のチェック
- ※相談窓口は、生徒指導部とするが、生徒が相談しやすいと思われる担任を含む学年の先生 方やカウンセリングの先生も含まれる。

IV 取組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会は、年1回の会議を開催し、取組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

V いじめ防止への基本対応

1. 基本的な考え方

いじめ防止にあたっては、いじめを許さないという教職員・生徒の意識の涵養といじめが起きない環境づくりを最重要とする。学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を育て、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの人間性を育み、「いじめを生まない土壌づくり」に取組み、基盤として「いじめをしない、させない、見逃さない。」学校風土を確立する。

2. 教職員の基本的な姿勢と生徒に対する指導方針

いじめ防止のため、教職員はそれぞれの教育の場で、次のことを生徒に強く認識させるとともに、いじめの萌芽を見逃さない感性と観察力を研鑽し維持する。また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動など指導の在り方に充分注意する。

3. いじめ防止のための取組み

いじめの早期発見のため、教職員は全ての教育活動において積極的に取組む。

- 1、生徒の状況を注意深く観察し生徒の変化を見抜く努力をする。
- 2、生徒に関する情報は迅速に連絡して共有を密にする。
- 3、保護者会で生徒や保護者との情報交換や学年会でも情報交換を実施する。
- 4、生徒、その保護者、教職員が活用できるスクールカウンセラーを配置する。

VI いじめ発生時の対応

1. 基本的な考え方

いじめ発生時には、速やかに事態の報告と情報を共有し、一人で抱え込まず、学校を挙げて組織的に対応する。被害生徒の安全確保を最優先とし必要な措置をとると共に、「いじめ」が再発することがないように加害生徒や事態が発生した生徒集団を指導、支援する。

2. 教員の基本姿勢

いじめの早期発見のため、教職員は全ての教育活動において、次のことを積極的に取組む。

- 1、被害生徒を守ることを最優先とし、心身のケアなど必要な対応をする。
- 2、 加害生徒がいじめに及んだ原因と背景を究明し必要な措置をとる。
- 3、事態の発生した生徒集団には、事態を充分に説明し、再度いじめが発生しないよう 指導する。
- 4、関係者へ適切な情報提供と対応状況を説明し共有を図る。
- 5、必要に応じて、関係機関、専門機関と連携してその対応にあたる。

3. いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いがある場合、被害生徒等の安全を確保するために必要な処置を速やかにとる。 いじめの疑い、またはいじめの事態を知った教職員は、速やかに事態を管理職に報告する。報 告を受けた校長は速やかに「いじめ防止対策委員会」を召集して関係者と連携して組織的に対 応する。

いじめの疑いまたはいじめの報告を受けた校長は、速やかにいじめの事実の有無を確認する措置をとり、必要に応じて保護者など関係者に結果と対応を説明する。

学校の指導により、充分な効果を上げることが困難と判断した場合、所轄警察署等の外部諸 機関に相談し助力を求める。

4. 被害生徒又はその保護者への支援

- 1、被害生徒の心身のケアなど必要な措置をとる。
- 2、被害生徒が安心して教育を受けられる環境を確保するため、必要に応じて加害生徒の別 室指導や出席停止などの処置をとる。
- 3、被害生徒の保護者に事態の状況および対応を説明し理解を求めるとともに、保護者に対して継続的に支援を行う。状況に応じて、外部の専門家等の支援を得る。

5. 加害生徒への指導またはその保護者への助言

1、加害生徒に対していじめをやめさせ、その再発を防止するのに必要な措置を組織的にと

る。

- 2、加害生徒に対して事態に対する反省を促し、被害生徒や関係する生徒集団との関係修復 のために必要な措置を組織的にとる。
- 3、加害生徒の保護者に学校と連携した事態解決への協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- 4、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、加害生徒の健全な人格の発達 に配慮するため、多角的な指導を組織的に行う。
- 5、周囲生徒への対応
 - 5-1いじめはクラスや学年、学校の集団全体の問題であることを認識させ、教師が生徒と ともに本気で取り組む姿勢を示す。
 - 5-2いじめの事実を証言することは、被害者の人権と命とを守る立派な行為であることを伝える。
 - 5-3周囲ではやし立てていた者、傍観していた者も、問題の関係者であることを認識 させ、被害者の気持ちを考えさせる。
 - 5-4いじめを許さない集団づくりのために話し合いを持つなどして、解決に向けて支援する。

6. いじめが起きた集団への働きかけ

「いじめ」に同調したり傍観したりしていた生徒に対して、ホームルーム活動などを通じて、 それらの行動も「いじめ」であり、二度と起こしてはならないことであると認識させる。 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを課外活動やホームルーム活動などを 通じて推進する。

7. ネット上のいじめへの対応

ネット上に不適切な書き込み等があった場合、速やかに生徒指導主事へ報告し、いじめの疑い、またはいじめ事象と判断される場合は、「いじめ防止対策委員会」が必要な対応をとる。 必要に応じて、法務局や所轄警察署等、外部機関と連携する。

8. 重大事態への対応

いじめが原因と疑われる重大事態が発生した場合、学校は速やかに組織を設けアンケートなどにより事態の事実関係を明確にするための調査を行う。重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」による以下に準拠する。

- 1、いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認めるとき。
- 2、いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀 なくされている疑いがあると認めるとき。